

3. 10月から認定方法を再度見直し

(内容)

- ・ 調査項目の定義（テキスト）の再度の修正

(例) 糖尿病でつめがない人のつめ切りの介助は、四肢の清拭等の代替行為で評価

4. 10月の見直しの影響について検証・検討会で検証（平成22年1月15日）

- (1) 自治体間のバラツキが相当程度小さくなった
- (2) 4月の見直しで影響のあった方に対し、適切な認定となった
- (3) 4月の見直しに伴う混乱がほぼ終息した

→適切な認定のため、さらに研修の充実等が必要との指摘



平成22年2月2日付け事務連絡において、より充実した研修の実施と特記事項の活用について改めて周知するよう各都道府県及び市区町村等へ依頼

(内容)

- ・ 認定調査員は、特に軽度者への認定調査に当たっては、「介助されていない」や「ない」等の選択肢を選択する場合でも、実際に介護の手間が発生している場合には、特記事項に介護の手間と頻度を記載する。 等